

那須町商工会報

りんどう



NASU
Society of Commerce & Industry

■発行者/那須町商工会 ■編集/情報委員会 ■印刷/砂川印刷株式会社
那須町商工会 〒329-3222 栃木県那須郡那須町大字寺子丙4-93 TEL 72-0231 FAX 72-5927
URL <http://nasu.shokokai-tochigi.or.jp> E-MAIL: nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

那須町商工会員数753名 (令和3年1月1日現在)



那須町黒田原マスコットキャラクター
クロロとゆめな
©那須町商工会

新年のごあいさつ

那須町商工会 会長

薄井 正明



新年あけましておめでとう
ございます。

皆様におかれましては、健康やかに清々しい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。また日頃より商工会運営に對

し、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、社会やビジネスの常識は大きく変容してしまいました。三密の回避や外出・移動の制限は、飲食をはじめ旅行・観光、イベント等、様々な分野の業種に大打撃となりました。多くの企業が事業戦略の再構築に追われる日々が続いています。この様々な制約や逆境をチャンスととらえ、新事業創造に踏み出す前向きな姿勢が必要であり、どのように対処するかが事業者に求められる次代

に向けた戦略ではないでしょうか。

現在の人口減少化が進むと市場が急激に縮小してしまうことが当たり前に起こります。しかも中小企業の再編を模索する新政権の下、環境悪化を静観するだけの会社は見捨てられるでしょう。生き残るためには、自ら変革をして利益を生み出す事業所になる仕組みを作ってください。こうした状況下にある現在、地域に根差した商工会が果たすべき役割はこれまでも増して大きく、皆様のご期待に応えなければいけないと考えていま

す。第二期の経営発達支援計画においては、小規模事業者の販路拡大、経営革新の補助金申請時に必要な事業計画の策定、金融・税務・労務の経営課題と事業承継についても、身近な機関である商工会がワンストップ窓口として支援を

してまいります。令和3年度から新たな事業として、町と商工会が連携を図り、自然災害等のリスクにおける事前対策と発生時に対応した「小規模事業者事業継続力強化支援事業」にも取り組みます。地域に役立つ商工会として、企業の繁栄と経済活性化の目

的達成の為、町当局、並びに関係機関との緊密な連携を図りたいと思います。皆様には変わらぬご協力をお願い申し上げます。結びに、会員企業の益々のご発展をご祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

那須町長

平山 幸宏



令和三年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

商工会役員並びに会員の皆

様には、日ごろから町政の運営に多大なご尽力をいただいておりますことに對し、深く感謝申し上げます。

さて、一昨年から世界経済の行き先不透明感が拭えない状況が続くなか、昨年年明けからは新型コロナウイルス感染症の拡大という局面に直面し、今までに経験したことのない影響が経済活動を大きく揺るがしている状況が続いております。当町においても、まずは感染拡大防止のために、安全確保を図りながら業務体

制の維持を続けているところです。

この状況を乗切するため、国による各種支援対策がなされた中小・小規模事業者を対象とした事業においては、商工会ご協力のもと、広く周知及び申請支援を進めてまいりました。

町といたしましても、経済活動に滞りが生じている状況を支援するため、町単独の対策を実施してまいりました。年度当初には、感染拡大防止支援金と空き店舗等リフォー

ム補助金の受付を開始し、町内多くの事業者へ補助金を支給することができました。また、町の融資制度を改正するとともに、雇用維持を図るための国の雇用調整助成金の上乘せ支援として雇用維持支援金を実施、更には町の消費喚起として、プレミアム付商品券事業を2回実施いたしました。

しかしながら年が明けても未だ不透明な経済状況が続いておりますので、町内事業者への支援強化に向けて、商工

会と昨年共同策定した経営発達支援計画のもと、各種事業に鋭意取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、那須町商工会の更なるご隆盛と、会員の皆様の益々のご発展とご活躍をご祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。



那須高原支部 会員研修会、環境美化活動

8月には、環境美化活動として那須御用邸奉仕作業に参加しました。11月には会員研修会を実施、大型バス2台で感染対策を行いながら43名が参加、山形県の上杉神社をはじめ山寺などを見学しました。他地域の集客の現状や店舗等の感染対策などの情報収集、そして会員同士の親睦にもなりました。

今後も地域会員が連携できる事業を実施してまいりますので、皆様のご協力、ご参加をお願い致します。



黒田原支部 黒田原駅前映画祭協力

10月「黒田原駅前映画祭」の協力として支部役員が、会場整備やリヤカーを活用した移動店舗での手打ちうどん販売を感染対策万全に参加協力しました。今年度は、支部事業として予定していたものが、コロナ禍により開催できない状況になっており、地域を活性化させる事業への協力ができたことで、地域が賑やかになる支援ができたと感じています。次年度以降会員の皆さまと、地域が元気になるような運営を図っていけたらと思います。



那須支部 愛宕山美化清掃

7月「愛宕山美化清」を実施し、会員8名が参加しました。

今年はコロナ禍により外出などが制限されたので観光客は大幅に減少しましたが、いつまた多くの方が来ても綺麗な「那須」を楽しんでいただけるよう心を込めて清掃に励みました。ご協力いただいた会員の皆さまありがとうございました。



芦野伊王野支部

伊王野ふるさと盆踊り花火大会、芦野聖天花火大会

伊王野ふるさと盆踊り花火大会は、例年の場合8月15日に道の駅東山道伊王野を会場に開催されておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

芦野聖天花火大会は、8月19日芦野仲町通りを会場にて開催されておりましたが、同様の理由から中止となりました。

来年以降において再び伝統の夏のイベントが復活致しますことを心より願っております。



青年部

“絆”感謝運動(献血)、シークレット花火

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で輸血用の血液が不足していることから、当青年部が企画し、「“絆”感謝運動」の一環として南ヶ丘牧場で献血が実施されました。部員が会員関係者や観光客に協力を呼びかけ、約70名の方に協力していただきました。

通年行事の延期や中止が相次ぎ、地域の活力が失われつつあるなか有志事業として打上花火が企画されました。

当青年部は、苦しんでいる観光業の方たちを励ましたいという思いからこの企画に賛同し9月、旧室野井小学校校庭にてシークレット花火が行われました。地元の消防団や花火業者の方たちの協力でトラブルなく実施されました。

今後も地域とのつながりを強めていけるよう事業に取り組んでいこうと思います。



女性部

交流研修会、缶パンの寄贈、ハンギングバスケット

10月には新型コロナウイルス感染症対策により、イベント等での販売が困難な缶パンを、すこしでも町の為に役立てたいとの思いから、那須町内の福祉施設に寄贈しました。長期保存が可能な事もあり、施設の方からとても好評でした。

11月はハンギングバスケットの作成を行いました。さらに、黒田原駅前のプランターの花植えも行い、駅前が華やかになりました。

また、女性部は少人数ですが、部員一同商工会員としてよりよい環境づくりに励んで行きたいと思っております。つきましては、新規部員加入に力を入れておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。



ホームページ 那須ぐるめ 作成

経営発達支援事業の新たな需要開拓事業として観光業（飲食・土産品小売）に関連する情報提供ツールとして、一覧表示のホームページを作成しました。那須町経済四団体事業の那須ブランド認定事業者、商工会連合会事業のスローライフ認定事業者、本会事業の那須のすいとん・那須まるかじりの参加店を湯本・那須高原・黒田原、芦野伊王野の3地区に分け掲載しました。商工会ホームページ「那須ぐるめ」のバナーからご覧下さい。

☆那須ぐるめHPアドレス <https://www.nasu-gourmet.com/>



経営戦略のための財務分析セミナー

～自社の財務分析から経営計画作成へ～

9月「経営戦略のための財務分析セミナー」が、中小企業診断士 柴田幸紀氏を講師に迎えて商工会館で開催しました。自社の経営状況を財務分析に基づいて把握、経営計画策定による売上向上を目指す内容でした。

経営力向上の基礎ともなるため、次回も是非ご参加ください。



経営計画策定セミナー

10月、昨年に引き続き藤本隆幸氏による「経営計画策定セミナー」を商工会館で開催しました。今回のセミナーは経営計画策定ができるよう「経営革新」「事例研究」「新事業創出」の内容を中心に熱の入った講義となりました。受講者は今後取り組むべき課題と自社の経営状況の把握方法、自社が抱える経営課題の解決方法や経営拡大のための戦略的手法を学べました。



商工会では「伴奏型小規模事業者支援推進事業」にて、セミナーの開催、持続化補助金申請支援や、会員事業者の課題解決に向けた専門家派遣支援などを行っています。



商業部会 スローライフ運動推進事業

スローライフ推進事業認定店は、事業趣旨に賛同し、地元食材等を使用したメニューを提供する県内の飲食店や旅館等及び地元食材等を取り入れた食品製造販売店で栃木県商工会連合会が認定するもの。

那須町からは、今回10社が認定申請をされました。審査により認定されますと認定証が授与されパンフレット等に掲載されて広く広報宣伝されます。

店舗等の詳細は、「那須ぐるめ」等の栃木県商工会連合会ホームページをご覧ください。

<http://www.shokokai-tochigi.or.jp/slow/index2.html>



観光部会

第18回四季の那須フォトコンテストは、今年度は新型コロナウイルス感染症による町内への往来が一時できなかったことなどから中止となりました。開催要望の問い合わせも多く、次回開催に向けて準備をしております。また、制作を見合わせた2021フォトカレンダーも次回制作の際にはご予約を宜しくお願い致します。

2月には毎年人気の接客スキルアップセミナーを「コロナ禍における接客術」として感染対策を講じながら開催しますので、ご参加お待ちしております。



第14回商工会親睦ゴルフ大会

参加者 141名 チャリティー募金 26,000円
那須高原ジュニアゴルフ大会へ寄付



第14回商工会親睦ゴルフ大会が11月、那須伊王野カントリークラブにて開催されました。晴天に恵まれ、各プレーヤーは日頃鍛

えた技術で熱く競いながらも、素晴らしい眺望と整備の行き届いた美しいコースでプレーを楽しんでいました。参加賞は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため衛生商品を選定しました。支部対抗の団体戦では黒田原支部が昨年に続き3連覇、芦野伊王野支部が準優勝しました。プレー終了後の表彰式は行わず用意された賞品は、各支部役員により配布されました。

会場に設置したチャリティー募金には多くのご厚意を頂き、後日平山町長を通じて「那須高原ジュニアゴルフ大会」へ寄付しました。

黒田原駅前ナスタルジック映画祭



10月、2日間に渡り開催した「黒田原駅前ナスタルジック映画祭」は、両日とも雨に見舞われましたが、無事に開催すること

ができました。

今回のテーマは原点回帰ということで、映画館をコンセプトに目玉の映画を両日1本夕暮れ時の18:30から上演しました。来場者からは「贅沢な時間を過ごすことができた」など高評価を得ることができ、コロナ禍で沈んでいる黒田原駅前が賑やかな空間となりました。出店したお店は飲食店が中心で、持ち帰れる商品が多く販売され、こちらも好評でした。

うま力活性化事業

9月に農林水産省が推進している「#元気いただきますプロジェクト」と世界キャラクターサミットが11月に開催する「24時間オンライン配信イベント」に動画を制作し、クロロとゆめなが那須町のPRも兼ねて参加をしました。新型コロナウイルス感染拡大により、通常イベントが中止になる中、10月には「黒田原ナスタルジック映画祭」へ参加し、だっばラジオとコラボ企画にてクロロとゆめなが映画祭会場から生の現場を実況、YouTube配信を行い来場できない人たちにリモートで会場の雰囲気を届けることができました。



工業部会

工業部会では「役員研修会」を11月に実施しました。コロナ禍で事業ができない状況なので、今年は9月町内に開業した「カフェ杉と胡桃」へ訪問し、リフォームされた店内の見学をしました。大きなガラス窓と木材をたくさん使った開放的な店内には、骨董の建具を再利用した茶筆筒、堂鍋を再活用した洗面台などが設置され、至るところにオーナーのこだわりが反映された空間でした。異業種交流となった研修会は部会役員からも好評で、次年度以降も開催できたらと感じました。



令和2年度 那須町中小企業振興資金制度

町内の中小企業者が、事業に必要な資金の調達を容易にするために設けられた制度です。

資金	融資限度額	融資期間	融資利率	据置期間
運転資金	1,500万円	3年以内	1.6%	12ヶ月以内
		5年以内	2.0%	
設備資金	1,800万円	5年以内	2.0%	
		7年以内	2.2%	
緊急景気対策特別資金	500万円	6年以内	1.1%	
保証人	法人においては代表者・個人においては不要			

<取扱金融機関>

足利銀行黒田原支店・黒磯支店、大田原信用金庫黒田原支店・黒磯支店、那須信用組合黒田原支店・黒磯支店

日本政策金融公庫融資 小規模事業者経営改善資金融資制度

	運転資金	設備資金
融資額	2,000万円	
返済期間	7年以内	10年以内
資金用途	商品(材料)仕入、買掛金(手形)決済、諸経費支払い、その他	店舗・事務所新増築、機械工具購入、事業用車両の購入等
融資利率	1.21% (令和2年6月1日現在) ※利率はお問合わせください。	

コロナ

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経

	運転資金	設備資金
融資額	1,000万円以内 (運転・設備あわせて)	
返済期間	7年以内	10年以内
資金用途	商品(材料)仕入、買掛金(手形)決済、諸経費支払い、その他	店舗・事務所新増築、機械工具購入、事業用車両の購入等
融資利率	1.21% (令和2年3月2日時点) より当初3年間 ▲0.9%引下げ	
利用できる方	・最近1ヶ月売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模企業者 ・マル経資金の要件を満たす事業者	

無利子化の要件 適用対象

日本政策金融公庫等のコロナマル経による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ※借入後当初3年間で低減利率(▲0.9%)を適用した部分

事業者の類型	要件
1 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)	要件なし
2 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%
3 中小企業者 (上記①②を除く事業者)	売上高▲20%

コロナ

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

	運転資金	設備資金
融資額	6,000万円	
返済期間	15年以内 (据置期間5年以内)	20年以内 (据置期間5年以内含む)
資金用途	商品(材料)仕入、買掛金(手形)決済、諸経費支払い、その他	店舗・事務所新増築、機械工具購入、事業用車両の購入等
融資利率	当初3年間 0.46% (基準金利▲0.9%) ※信用力担保の有無にかかわらず利率は一律	4年目以降 1.36% (基準金利)
利用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況が悪化した事業者 下記【融資対象】の①または②のいずれかに該当する方	

※① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

※② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3か月 (最近1か月含む) の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月~12月の売上高平均額



無利子化の要件 適用対象

日本政策金融公庫等のコロナ特貸による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ※借入後当初3年間で低減利率(▲0.9%)を適用した部分

事業者の類型	要件
4 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)	要件なし
5 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%
6 中小企業者 (上記①②を除く事業者)	売上高▲20%

町の観光客の入込み情報

観光客の推移は町のホームページで確認できます。経営にご活用下さい。
「那須町 観光客」で検索 (または、那須町トップページ > 観光・イベント > 那須町の観光データ)

那須町経済四団体 第14回 那須ブランド認定申請募集

那須町経済四団体推進連絡協議会「那須ブランド推進委員会」では、那須ブランドの推進事業を行っております。

- 受付期間 令和3年1月5日（火）～令和3年1月29日（金）必着
 - 登録費用 申請は無料。認定された場合の登録料は10,000円です。認定期間は5年間です。
 - 認定要件 (1)那須町で生産され、那須町の素材、名称、歴史等が活かされていること。
(2)那須町を域外にアピールすることができること。
(3)生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること。
- ※認定は、第1回認定品も含め原則として1事業1品目（種類）のみとさせていただきます。
- 連絡先 那須ブランド推進委員会（事務局：那須町商工会）
TEL.0287-72-0231/FAX.0287-72-5927 E-mai nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

小規模企業共済制度



●制度の特徴

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

全国商工会会員福祉共済

ライフスタイルと必要補償額に応じて、
加入プランをご検討いただけます！

「けが」の補償

満6歳～80歳*1

けがによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

傷害プラン	2,000円コース
傷害プラン	3,000円コース
傷害プラン	4,000円コース

「個人賠償」補償あり
他人に対しての法律上の損害賠償責任を負った場合に補償

傷害ライトプラン
シニア傷害プラン
「個人賠償」補償は付帯なし

「病気」の補償

満6歳～74歳*2

疾病による入院、手術を補償します※

医療特約

シニア医療特約

トータル「がん」補償

満6歳～74歳

がん・けが・疾病による入院、手術を補償します

トータル「がん」プラン

シニアトータル「がん」プラン

- ※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます
- *1.継続加入は満85歳まで *2.継続加入は満80歳まで

生命共済

生命共済制度は、当商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した団体保険制度と商工会独自の給付制度をご利用頂けます。

- ①一口800円からご加入頂けます
- ②毎年収支計算し剰余金があれば配当金が受け取れます
- ③業務内・外を問わず24時間保障

自動車共済



ご加入のおすすめ
○令和2年10月から団体割引が12.5%になりました。
○24時間365日安心のロードサービス
この機会にぜひご検討ください。

栃木県火災共済



県火災共済は中小企業者のためにつくった助け合い事業です。

特色1 納得の掛金

営利を目的としないので掛金が抑えられます。経費の節減に役立ちます。

特色2 支払いが早い

万が一の場合、事業再建の一助となるよう、早い共済金の支払いを心がけています。

特色3 剰余金は

協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当金などで契約者に還元されます。

特色4 質権設定ができる

融資物件の火災共済加入もできます。

工場物件に対して水災を補償する「水害共済金補償特約」が新設されました。

商工会経理サポートサービス (記帳機械化)をご存知ですか？

商工会経理サポートサービス(記帳機械化)とは、経営に必要な帳簿をデータ化し、決算・申告等の指導が受けられるサービスです。コンピューターによる記帳代行で、面倒な記帳業務をあなたに代わってスピーディーに処理します。

■ご利用できる方
那須町商工会員個人事業所

■利用料
月額4,000円、年間48,000円

(源泉税、決算及び消費税申告指導料込み)

※詳しくは、那須町商工会までお問合せください。



新入会員の紹介

前回の会報に掲載した会員以降、次の方々が理事会の加入承認を受け会員になりましたので、よろしくお祈りします。



[令和2年9月24日]

会員名	住所	支部名	業種
(株)バターのいとこ 足立 康成	高久乙2905-25	那須高原	製造小売
ル シアン ウールー 落合 和人	湯本707-1	那須高原	ドッグラン・飲食
竹内義博コーチングオフィス 竹内 義博	高久丙407-698	那須高原	コンサルティング
(株)樹の蔵 磯 弓子	高久乙1448-24	那須高原	建築工事
ペコ リプロサービス 遠藤 健治	富岡1088-84	黒田原	獣医
ナガオカインターナショナル(株) シンハラ・ペディゲ	豊原乙1958-1	那須	機械部品販売
吉田税理士事務所 吉田 健一郎	豊原丙1340	那須	税理士
ACE FIELD 齊藤 勝晃	伊王野2576	芦野伊王野	外構工事

[令和2年12月7日]

会員名	住所	支部名	業種
(株)ラニ 鈴木 晶	高久丙4646-7	那須高原	簡易宿泊
(株)那須ハートフルファーム 磯 裕久	高久丙1166-150	那須高原	観光農園
(株)まど花 高久 真理子	湯本108	那須高原	賃貸・飲食

商工会HP登録

令和2年度よりホームページ作成サービスが「グーペ」へ移行されました。

利用費用は無料なのでぜひご活用下さい。

商工会員様向けプラン申込はこちらから

<https://goope.jp/shokokai/signup/>

※機能アップの有料プランは

個別の契約となります。



令和2年
10月1日発効

栃木県最低賃金

時間額

854円

必ずチェック 最低賃金！使用者も労働者も
(最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません)

労働保健にご加入ですか？

労働者を1人でも雇用していれば
労働保険に加入する必要があります

労働保険とは…労災保険と雇用保険を総称した名称で、政府が管掌する強制保険制度です。

労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、さかのぼって労働保険が徴収されるほか、受けた給付の費用を徴収されます。

商工会では、労働保険の事務委託を行っておりますので、まだ加入手続きを行っていない事業所の方はご相談下さい。なお、詳しくは最寄の労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

◆大田原労働基準監督署 TEL.0287-22-2279

◆ハローワーク TEL.0287-62-0144

高齢労働者に係る雇用保険料の 免除措置の終了について

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となつていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高齢労働者[※]に関する雇用保険料は免除されておりました。

令和2年4月1日からは、高齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

※保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であつて、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

青色申告者所得税・ 消費税確定申告相談会

令和3年2月25日(木)、3月2日(火)、3月10日(水)※
会場：那須町商工会館
時間：いずれも9:00～12:00、13:00～15:30
※最終日はe-tax(電子申告)送信ができます。

事前予約制で実施します。

